

入札参加資格定期審査 Q & A 集 (令和 9・10 年度)

入札参加資格審査の Q & A をまとめたものです。申請等で
疑問点ありましたら一度ご確認ください。

山梨県市町村総合事務組合

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢一丁目 15-35
TEL 055-268-3446 FAX 055-222-3846
HP <https://www.ysc-yamanashi.or.jp>

目 次

1	電子申請（やまなしくらしねっと山梨県市町村総合事務組合電子申請サービス）・・・	1 ページ
2	共通(申請書)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2～4 ページ
3	共通(申請書類)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5～8 ページ
4	建設工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8～10 ページ
5	測量・建設コンサルタント等業務・・・・・・・・・・・・・・・・	11 ページ
6	物品製造・役務提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12～13 ページ

1 電子申請（やまなしくらしねっと山梨県市町村総合事務組合電子申請サービス）		
No.	区分	内容
1	利用者登録	Q ①法人でありながら個人で利用者登録してしまったが、法人に変更しなければならないか。 ②行政書士なので、代理人で登録してしまったが、法人に変更しなければならないか。
		A ●お見込みのとおりです。 ●法人で再登録してください。その際、同じ ID（メールアドレス）を使用する場合は、一旦削除してからの新規に登録してください。
2	申請内容の修正	Q ①電子申請後に、申請内容に誤りが見つかった場合はどうしたらよいか。 ②申請書郵送後に、申請内容に誤りが見つかった場合はどうしたらよいか。
		A ●申請期間の場合 申請期間中であれば、電子申請の内容を変更することが可能です。電子申請の手引き「申請後の申請内容の変更」に基づき修正し、修正登録後、申請書を印刷し、新しい申請書で申請書類を作成してください。 ●申請書類提出期間の場合 電子申請内容の変更は出来ません。 ※登録希望団体、希望業種の申請漏れに気が付いても、申請期間後は、修正ができませんので、申請漏れがないか必ず、申請の確認をお願いします。
3	申請受託者申請	Q 行政書士（事務所）が申請を受託し、行政書士のくらしねっと ID 等で申請をする場合、「電子申請取扱者」の欄に既に行政書士の名称が入力されているがこのままでよいか。
		A ●依頼先の事業者の「商号又は名称」に変更してください。 ●やまなしくらしねっと電子申請サービスは、利用者登録情報が自動入力される設定となっています。
4	処理状態	Q 電子申請後の処理状態が「未処理」又は「仮受付」となっているが、申請は受付されているのか。
		A ●電子申請の処理状態は、申請期間中は「未処理」、申請期間終了後、受付処理が完了すると「仮受付」と表示され、事業者が認定通知書をダウンロードすると「完了」となり、全ての手続きが完了します。
5	タイムアウト	Q やまなしくらしねっと利用者登録の際、入力を中断したまま一定時間が過ぎると登録できなくなってしまうが、途中までで保存できないか。
		A ●セキュリティ確保のため、ログイン後、60 分程度でタイムアウトしますので、一時中断する場合は、入力画面の最後に「入力中のデータを保存する」があるので、これを利用し入力データを保存してください。 ●登録を再開する場合は、「保存データの読み込み」からデータを読み戻してください。
6	利用者登録	Q やまなしくらしねっとにログインする際の利用者 ID・パスワードを忘れてしまったがどうすればいいか。
		A ●パスワードを忘れた場合は、「パスワードが分からない方へ」を選択してパスワードの再設定を行ってください。 ●利用者 ID の再発行はできませんので新規に登録してください。

2 共通(申請書)		
No.	区分	内容
1	代表者	Q 申請者は代表者だが、代表取締役等代表者が 2 名いる場合はどちらを申請者として申請を行えばいいか。
		A ●印鑑証明書と登記簿に登録されている代表者で申請してください。 ●例えば、登記簿に代表取締役 A・B の 2 名が登録されているが、印鑑証明書は代表取締役 A 名義のものしかない場合、申請者は代表取締役 A になります。 ●登記簿に代表取締役 A・B の 2 名が登録されており、印鑑証明書も代表取締役 A・B の 2 名分ある場合、申請者は、登録希望団体と入札・契約・請求等を行う代表者になります。 ●なお、登記簿に代表取締役 A・B の 2 名が登録されており、申請者には代表取締役 A が該当するが、代表取締役 B の名前で、入札の参加や契約の締結等を行いたい場合は、代表取締役 A から代表取締役 B へ権限の委任を行ってください。
2	委任	Q 複数市町村に登録したいが、市町村ごとに委任する営業所を変えたい場合はどうすればよいか。
		A ●委任営業所ごとに代表者名で申請をしていただきます。 ●委任営業所ごとに希望団体(市町村等)をまとめて申請することができますが、同一職種において、登録を希望する業種の違いに関わらず一希望団体に対して申請できる営業所は一つとなります。 ●例えば、物品製造・役務提供等において、一事業者が甲府支店で「1401：オフィス家具」の業種区分を、笛吹支店で「101：作業服・ユニフォーム」の業種区分を申請する際に、甲府支店と笛吹支店の両方で笛吹市を希望することはできません。
3	委任	Q 委任営業所を登録する場合は、共通の書類は 1 部でよいか。
		A ●委任営業所ごとに代表者名で申請をしていただきますので、申請ごとに申請書類を添付していただきます。
4	委任	Q 営業所に委任しない場合は、申請書の営業所に関連する項目は入力しなくてよいか。
		A ●お見込みのとおりです。
5	営業年数	Q 営業年数とは。
		A ●事業開始から財務書類の直近の決算日までの営業年数を満年数で入力してください。 ●建設工事の場合は、経審に記載されている営業年数となります。 ●途中、休業期間のある場合は、その分を差し引いてください。 ●官公需適格組合にあっては、資格審査の優遇措置により組合と組合に所属する構成組合員それぞれの営業年数の平均値とする場合と、優遇措置を受けずに組合単体の営業年数とする場合がありますので、いずれかで入力してください。
6	官公需	Q 官公需適格組合証明とは。
		A ●官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 4 号に該当する場合、その証明が必要となります。 ●各地方の経済産業局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。
7	官公需	Q 官公需適格組合制度とは何か。
		A ●中小企業庁が官公需の受注の増大を図るうえで、共同受注が極めて有効な手段であるとの考えから、昭和 42 年に「中小企業者に

			関する国等の契約の方針」において閣議決定された制度で、官公需の受注に対し、意欲的であり、かつ受注した案件は、十分に責任をもって納入できる経営基盤が整備されている組合であることを中小企業庁が証明する制度です。 ●官公需適格組合は入札の際に特例の対象となります。 ●中小企業庁で証明した企業は、「官公需適格組合名簿」（中小企業庁 HP）に掲載（登録）されています。
8	登録希望団体	Q	本社と委任営業所で同じ団体を登録希望団体として登録できるか。
		A	●不可能です。 ●手引に記載のとおり、同一職種において一参加団体に対して、一事業者の登録になります。 ●本社と委任営業所で登録を希望する業種が違う場合でも同様です。 ●例えば、測量・建設コンサルタント等業務において一事業者が本社で測量業を、委任営業所で建築関係建設コンサルタント業を申請する際に、本社と委任営業所の両方で同一市を選択することはできません。
9	富士吉田市	Q	富士吉田市に登録する場合、本社で建設工事を、委任営業所で物品製造・役務提供等（又は測量・建設コンサルタント等）を申請することは可能か。
		A	●可能です。 ●令和7年度中間審査まで富士吉田市では、一事業者に対し、登録する職種の限定を行っておりましたが、令和8年度定期審査から制限が撤廃されました。
10	住所	Q	申請書類には登記上の住所と主たる営業所の住所のどちらを使うか。
		A	●主たる営業所の住所を使用してください。
11	住所	Q	申請期間中に、本社（又は委任営業所）の住所のある市町村で住居表示が変更となる場合はどうしたらよいか。
		A	●申請書には、変更となる住所を入力し、申請書類には登記事項証明書（個人の場合は身分証明書）は添付せず、理由書（任意書式 A4 サイズ）を添付してください。 ●住居表示が変更された後（法人の場合は登記完了後）速やかに登記事項証明書（個人の場合は身分証明書）の原本又は写しを送付してください。 ●資格申請受付期間以降に住所の変更が予定されている事業者は、申請書には、変更前の住所を入力し、登記事項証明書（個人の場合は身分証明書）も変更前の住所のものを添付してください。住所が変更されたら、変更申請受付開始後速やかに住所変更を申請していただくことになります。
12	職員数	Q	職員（社員）数は、正社員、パートタイム労働者、派遣社員等すべての人数を合計して入力する必要があるのか。
		A	●正社員とこれと同等の時間勤務をしている労働者の合計人数を入力してください。
13	実績高	Q	①実績高は、税抜・税込、どちらの数値を入力すればいいか。 ②実績高の入力は千円単位だが、千円未満は切捨か切上か。
		A	●実績高は、税抜きの金額で、千円未満を切り捨てて入力してください。

14	実績高	Q	例えば、令和7年9月30日が決算のため、令和7年度の決算が確定していないが、実績高はどのように入力すればよいか。
		A	●確定している決算に基づいた数値を入力してください。
15	実績高	Q	実績高は、官公庁への納入実績のみを入力すればよいか。
		A	●決算に示す売上上の2年度分の平均額を入力してください。
16	実績高	Q	建設工事と物品製造・役務提供が一緒に決算されている場合、実績高は合算で構わないか。
		A	●それぞれの実績高(総売上高)を算出して入力してください。 そのため、建設工事は建設工事の実績高、物品役務は物品役務の実績高を入力することとなります。
17	法人番号	Q	法人番号は、マイナンバー（個人番号）と違うのか。
		A	●法人番号は、一法人に1つ指定される13桁の番号で、個人に付番されるマイナンバーと異なります。
18	法人番号	Q	法人番号とは。
		A	●国税庁法人番号公表サイトによれば、「1. 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人（設立登記法人）、2. 国の機関、3. 地方公共団体、4. これら以外の法人（設立登記のない法人）又は人格のない社団等のうち給与支払事務所等の開設届出書等（注）を提出することとされている団体に指定される番号」とあります。 ●詳しくは、次の国税庁法人番号公表サイトをご覧ください。 ● https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
19	法人番号	Q	申請書に法人番号を入力しなければならないか。
		A	●法人事業者は、必要です。 ●個人事業者は、不要です。
20	法人番号	Q	法人番号はどのように確認すればいいか。
		A	●国税庁長官から法人番号などを記載した書面（法人番号指定通知書）が通知されていると思われますのでご確認ください。 ●次の国税庁法人番号公表サイトで法人番号を確認することができます。（名称・所在地等入力） ● https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
21	法人番号	Q	法人番号は登記事項証明書に記載される会社法人等番号のことか。
		A	●2つの番号は違うものです。 ●法人番号は、登記事項証明書に記載された「会社法人等番号」＋先頭に付加された「チェックデジット（1桁）」で構成される13桁の番号です。 ●申請書には13桁の法人番号を正しく入力してください。 ●チェックデジットの詳細は、以下のURLで確認できます。 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/documents/checkdigit.pdf
22	委任	Q	入札・契約等の権限を取締役社長から常務執行役員に委任したいが、2人とも同じ建物内に常駐している場合どのようにすればよいか。
		A	●取締役社長から常務執行役員に委任する委任状を提出してください。 ●委任先住所は、建物が変わらなければ、同じ住所とし、委任営業所名の欄には、部署名がない場合は本社商号を入力してください。
23	委任	Q	入札・見積の権限は委任するが、委任状にある他の権限は委任しないことができるか。
		A	●できません。 ●委任状にある権限の全てを委任することになります。

3 共通(申請書類)		
No.	区分	内容
1	申請書類	Q 複数の職種に申請する場合、役員名簿等原本を提出する書類は原本1部とその写しでよい。
		A ●原本の提出をお願いしている書類は、それぞれ原本を提出してください。
2	役員名簿	Q 役員名簿はいつ時点(作成時又は申請時)のものか。
		A ●申請期間開始から申請書類提出期間終了までの期間内の日付で作成してください
3	役員名簿	Q 役員名簿に押印は必要か。
		A ●令和8年度定期審査から役員名簿への押印は不要となりました。
4	役員名簿	Q 契約締結に関して委任営業所に権限を委任している場合、受任者も記載するか。
		A ●受任者も必ず記載してください。(様式に記載されています。) ●記載がない場合は、山梨県警察本部に暴力団排除に係る調査が依頼できず、入札参加資格が得られません。
5	役員名簿	Q 役員名簿に掲載するのは、登記簿に掲載された監査役以外の役員を常勤・非常勤に関係なく記載すればよいのか。
		A ●お見込みのとおりです。
6	使用印鑑届	Q 使用印鑑届の使用する印鑑は実印と同じでもよい。
		A ●お見込みのとおりです。
7	許可書	Q 許可証の更新手続は完了しているが、新しい許可証が手元にない場合どうしたらよい。
		A ●許可証等の更新手続をした申請書等の写しを提出してください。 ●新しい許可証等が届き次第速やかにその写しを提出してください。
8	各種申請様式	Q 前回の定期審査の様式を使用してもよい。
		A ●使用できません。 ●様式番号の変更や内容変更があるため、今回の審査の様式を組合ホームページからダウンロードして使用してください。
9	職種・業種	Q 工事経歴書、実績調書、営業経歴書の左上の職種は何を入れるのか。
		A ●工事経歴書は希望した業種を記載してください。 ●実績調書は希望した業種区分を記載してください。 ●営業経歴書は、作成日(申請期間及び申請書類提出期間内)の直前2年間で代表的なものを業種を問わず記載してください。
10	身分(身元)証明証	Q 個人事業主が外国籍の場合、市町村に本籍がないため、身分証明証が発行できないが、どうしたらよい。
		A ●個人事業主が外国籍の場合は、身分証明証に換え、次の書類を提出してください。 ・パスポートの写し ・外国人証明証
11	所在証明書(委任)	Q 東京都では所在証明書が発行されないが、その場合は代わりに何を提出すればよい。また、個人事業者だが委任先がある。その場合、所在証明として何を提出すればよいのか。
		A ●次の何れかを提出してください。 ①建設業許可申請時の「専任技術者証明書」(建設工事のみ)

			②委任先の住所、営業所名の記載のある「ISO 等登録証」 ③委任営業所の名称・住所の記載のある公共料金支払領収書、賃貸契約書
12	納税証明書	Q	納税証明書を提出する場合、直近2年の事業年度分（納期到来分。自動車税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等については審査年度の前年度・前々年度分）とあるが、事業を開始して間もないため2年分提出できない。また、納期が到来していない場合どうしたらよいか。
		A	●事業開始後の提出できる納税証明書を提出してください。 ●個人経営から会社経営に移行されている場合は、個人の納税証明書も提出してください。 ●納期が到来していない場合は証明ができませんので、理由書（A4・任意様式・実印押印・令和〇年〇月〇日に設立し、まだ納期が到来していないため提出できないなどの理由を記載）を提出してください。
13	納税証明書	Q	提出する納税証明書を具体的に提示してほしい。
		A	●申請の手引に記載してありますので、ご確認ください。 ●また、国税、都道府県税、市町村税ごとに納税証明が必要な税目名が記載されていますのでご確認ください。
14	納税証明書	Q	社会福祉法人やNPO 法人の場合も納税証明書を提出するのか。
		A	●収益事業を実施している場合には、提出してください。 ●収益事業を実施していない場合は証明ができませんので、その旨が分かる理由書（A4・任意様式・実印押印）を提出してください。
15	納税証明書	Q	未納がない証明書（納税証明書）はどこで発行しているか。
		A	●国税は事業所が所在する所轄税務署となります。 ●都道府県税は事業所が所在する都道府県の税事務所となります。 ●市町村税は事業所が所在する市役所・町村役場となります。 【山梨県税の主な納税証明交付窓口】 ①山梨県総合県税事務所 住所：笛吹市石和町広瀬 785 TEL055-261-9112 ②県庁税務課 住所：甲府市丸の内 1-6-1 TEL055-223-1386 ③峡南地域県民センター総合窓口 住所：南巨摩郡富士川町鯉沢 771-2 TEL0556-22-8131 ④中北地域県民センター総合窓口 住所：韮崎市本町 4-2-4 TEL0551-23-3070 ⑤富士・東部地域県民センター総合窓口 住所：都留市田原 2-13-43 TEL0554-45-7839 ⑥峡東地域県民センター総合窓口 住所：甲州市塩山上塩後 1239-1 TEL0553-20-2701
16	納税証明書	Q	納税証明書は、委任営業所分も提出する必要があるか。
		A	●委任営業所で申請する場合は、本社分と委任営業所分の提出が必要です。 ●申請の手引に記載してありますので、ご確認ください。
17	納税証明書	Q	最近個人から法人になったため、法人としての納税証明書が提出できない場合は、個人の納税証明書でよいか。
		A	●お見込みのとおりです。

18	納税証明書	Q	最近、家業(個人事業)を引き継いだが、納税証明書は、提出しないでよいのか。
		A	●個人事業主の場合、個人の納税証明書を提出していただきますので、家業を引き継いだばかりであっても、事業主の方の納税証明書を提出する必要があります。
19	納税証明書	Q	今年の 9 月に本社を長野県松本市から山梨県甲府市に移転させた。そのため、山梨県税・甲府市税の納税証明書が発行されないが、理由書を提出すればよいのか。
		A	●この場合は、長野県税と松本市税の納税証明書の提出が必要です。 ●事業者によって決算日が異なることから、納税証明書にかかる基準日を審査年の 8 月 31 日に定め、直近の決算日が審査年の 1 月 1 日から 8 月 30 日までに該当する事業者は、前年度と前々年度の納税証明書を、直近の決算日が審査年の 8 月 31 日から 12 月 31 日までに該当する事業者は、前々年度と前々年度の前の年度の納税証明書を提出していただくこととしています。 ●そのため、前年度と前々年度もしくは前々年度と前々年度の前の年度の納税地の納税証明書を提出していただく必要があります。 ●また、前々年度（前々年度の前）の納税地が長野県松本市、前年度（前々年度）の納税地が山梨県甲府市の場合、長野県税・松本市税と山梨県税・甲府市税の納税証明書が必要です。
20	納税証明書	Q	市役所、町村役場で「未納がない証明書」の発行ができないと言われたがどうしたらよいのか。
		A	●2 年分の納税証明書、完納証明書などを取得して提出してください。 ●詳細は、申請の手引の申請書類一覧の「税に未納がない証明書」の記載を確認してください。
21	納税証明書	Q	法人事業（住民）税の納税証明書の提出は、納期到来済の直近 2 年の事業年度分とあるが、決算が 8 月 31 日であって納期が到来していない場合は、前々年度と前々年度の前の年度の納税証明書を提出すればよいのか。
		A	●お見込みのとおりです。 ●事業者によって決算日が異なることから、納税証明書にかかる基準日を審査年の 8 月 31 日に定め、直近の決算日が審査年の 1 月 1 日から 8 月 30 日までに該当する事業者は、前年度と前々年度の納税証明書を、直近の決算日が審査年の 8 月 31 日から 12 月 31 日までに該当する事業者は、前々年度と前々年度の前の年度の納税証明書を提出していただくこととしています。 ●直近の決算日が審査年の 8 月 31 日から 12 月 31 日までに該当する事業者であっても、納税が完了し、申請期間内に前年度と前々年度の納税証明書が提出できる場合は、これを提出してください。
22	納税証明書	Q	会社を分割し新会社を設立したばかりであるため、提出に必要な書類（納税証明書等）が提出できないがどうしたらよいのか。（株主総会・取締役会等の議事録や事業継承書類はある。）
		A	●議事録及び事業継承書類と、分割前の会社の納税証明書を提出してください。
23	納税証明書	Q	本社が東京都 23 区内にある場合、納税証明書は区税の提出も必要となるか。

		A	●東京都 23 区は、国税と都税の納税証明書(2 年分)を提出してください。 ●東京都の市町村(八王子市、多摩市等)は、国税・都税・市町村税の納税証明書(2 年分)を提出してください。
24	納税証明書	Q	東京都では、納税証明書ではなく「滞納処分を受けたことのないことの証明書(第 4 号様式(乙))」を取得することができるが、これは納税証明書の代わりとして認められるか。
		A	●「滞納処分を受けたことのないことの証明書」は、納税証明書ではないため、認められません。
25	納税証明書	Q	「税の完納証明書」は、納税証明書又は税に未納がない証明書の代わりになるか。
		A	●お見込みのとおりです。
26	納税証明書	Q	弊社は、自動車を所持しておらず、自動車税の納税はないが、提出する納税証明書に記載する税目に自動車税は不要という認識でよいか。
		A	●お見込みのとおりです。 ●例えば、東京都の事業者で法人事業税及び地方法人特別税、法人都道府県民税、固定資産税の 3 つを納税している場合は、納税している 3 つの税目が記載された納期が到来している 2 年度分の納税証明書を提出してください。
27	納税証明書	Q	何らかの事情により納税が猶予されている場合は、納税証明書や税に未納がない証明書を提出することができないがどうしたらいいか。
		A	●「納税の猶予許可通知書」がある場合は、それを提出してください。 ●その他の理由により納税が免除されている場合は、理由書(A4・任意様式・実印押印)を提出してください。
28	CD	Q	CD ではなく、DVD により提出してよいか。
		A	●DVD でしか提出データを記録できない場合は、可とします。

4 建設工事			
No.	区分		内容
1	建設業許可	Q	建設業許可番号は、経営審査で使用する許可番号か、又は許可通知の番号か。
		A	●経営審査で使用している番号(国・都道府県コード+許可番号)を入力してください。
2	建設業許可	Q	建設業許可の入力は 1 つであるが、複数ある場合はどの許可を入力すればよいか。
		A	●最新(更新又は変更を含む。)のものを入力してください。 ●特定と一般の建設業許可を取得している場合は、特定の許可を優先してください。
3	建設業許可	Q	建設業許可を何度かに分けて取得しているため、許可証が複数枚あるが、申請書に入力する許可番号及び許可年月日は、いつのものを入力すればよいか。
		A	●申請書には、原則、最新の許可有効期間の始期を入力してください。

			●特定と一般の建設業許可を取得している場合は、特定の許可有効期間の始期を入力してください。
4	建設業許可	Q	当社は山梨県外に本社を構えており、委任営業所は無い。建設業許可は、本社のある都道府県知事の許可だけだが、申請は可能か。
		A	●申請可能です。 ●ただし、入札・契約等の権限を本社所在地の都道府県外の営業所に委任する場合には、大臣許可が必要になります。
5	専任技術者証明書	Q	専任技術者証明書は、登録している技術者が全員記載されているものを提出する必要があるか。
		A	●登録される業種の全ての「専任技術者証明書」又は「専任技術者一覧表」を提出してください。
6	社会保険	Q	これまで家族で経営していたが、従業員を新たに雇うことになり、社会保険の手続中で証明する書類がないが、どうしたらよいか。
		A	●状況を明記した理由書(A4・任意様式・実印押印)を提出し、証明書が入手できたら速やかに提出してください。
7	社会保険	Q	社会保険の加入書類は、「健康保険・厚生年金保険適応確認扱い」でもよいか。
		A	●お見込みのとおりです。
8	経審	Q	何らかの影響・事情により直近の経営規模等評価結果通知書（経審）を提出することができない場合はどうしたらよいか。
		A	●組合の指定する期間の経営規模等評価結果通知書（経審）がない場合は、申請をすることはできません。 ●ただし、組合が指定する審査基準日の経審を取得中の場合は、次の方法により、申請及び提出をしてください。なお、補正期間終了日（消印有効）までに経審の提出がない場合、不受理として扱います。 【電子申請時】 (1) 希望と許可区分を申請の手引のとおり、入力してください。 (2) 審査基準日は取得済みの経審の日付を入力してください。 (3) 総合評価値（P）と完成工事高には0と入力してください。 (4) 電子申請にPDF ファイルを添付する場合は、電子申請時点で取得済みの経審を添付してください。 (5) 電子申請の「備考」欄に「現在経審を入手中」と記載してください。 【書類提出時】 (1) 提出するフラットファイル表紙に「<u>経審の情報を訂正</u>」と<u>朱書きで記載</u>してください。 (2) 印刷した様式第1号申請書の「10 完成工事高と希望業種」欄の審査基準日の日付、総合評価値（P）及び完成工事高を組合が指定する経審の数値に<u>朱書き</u>で訂正してください。 (3) 組合が指定する審査基準日の経審を他の提出書類と同様にフラットファイルに綴じてください。 (4) 電子申請時に電子申請PDFを添付した場合、申請の手引p32の方法により経審のPDFデータを再提出してください。CD-Rを提出する場合は申請の手引p31の方法により提出してください。

9	経審	Q	建設業許可は取得しているが、経営審査を受けていない場合は申請が可能か。
		A	●経営審査結果の提出は必須となりますので申請をすることはできません。
10	経審	Q	経営審査結果は基準日以降の 5 月 31 日付け決算のものでも構わないか。
		A	●基準日（3 月 31 日）以降のものは無効です。 ●組合の指定する期間のものを提出してください。 ●ただし、新規設立事業者で、組合で設定した資格審査基準日以降の経審しか所持していない場合は、審査基準日以降の経審と組合が指定した審査基準日の経審が提出できないことの理由書(A4・任意様式・実印押印)を提出してください。
11	専任技術者	Q	申請書に入力しきれない専任技術者はどうすればよいか。
		A	●入力できる専任技術者は、8 名までです。 ●8 つ以上、希望業種がある場合は、希望する業種に優先順位を付けて、入力できる範囲で入力してください。 ●入力できない者は、「専任技術者証明書」又は「専任技術者一覧表」で確認します。
12	専任技術者	Q	専任技術者名簿は、本社と委任営業所の両方提出しなければならないのか。大きな企業になると本社が一括して許可を受けるため、その書類が膨大になる。
		A	●入札参加主体が本社なら本社のみ、営業所委任なら委任先のみとなります。 ●本社・委任営業所が一体ならば全部提出となりますが、委任営業所での申請の場合は、委任営業所に関連するところにマーカーをして提出してください。
13	専任技術者	Q	専任技術者の異動などにより、専任技術者名簿が経営審査時と異なる場合があるが、どのように記載したらよいか。
		A	●変更がある場合は、「変更届出書（第 1 面）」と「専任技術者一覧表（新規・変更）」のすべてを提出してください。 ●変更がない場合は、「建設業許可申請書」と「専任技術者一覧表」を提出してください。
14	総合評定値等の入力	Q	総合評定値と希望業種の入力について教えてほしい。
		A	●総合評定値等を入力する必要があるのは経営事項審査を受けている業種のうち、登録を希望する業種のみです。 ●登録を希望する業種のセレクトボックスで希望を選択すると、経営規模等評価結果通知書の結果が入力できるようになります。 ●経営事項審査を受けているが、登録を希望しない業種の入力は不要です。
15	申請書類の作成	Q	建設工事の各項目は何をどういうふうに記載すればよいか。
		A	●経営審査の情報をもとに作成・入力してください。

5 測量・建設コンサルタント等業務		
No.	区分	内容
1	計量証明事業者	Q 計量証明事業者は、事業の区分によって登録することとなっているが、複数事業を登録している場合、「登録を受けている事業」の計量証明事業者の入力はどうしたらよいか。
		A ●代表するものの一つについて入力してください。
2	土地家屋調査士登録証	Q 土地家屋調査士法人の場合、提出書類で必須となっている「土地家屋調査士登録証」は提出する必要があるか。
		A ●必要はありません。 ●別途提出必須の登記事項証明書（全部（履歴）事項証明書）で確認します。
3	土地家屋調査士登録証	Q 山梨県外に事務所があり、山梨県外の土地家屋調査士登録があるが、「登記手続等」の業種の希望が可能か。
		A ●可能です。
4	土地家屋調査士登録証	Q 土地家屋調査士法施行規則第18条第1項では、「調査士は、2以上の事務所を設けることができない。」と規定されているが、法人の場合、この規定は適用されるか。
		A ●法人登録であれば、複数の事務所を設けることができます。
5	建築士事務所登録証明書	Q 建築関係建設コンサルタントの登録を希望しているため、建築士事務所登録証明書を提出する必要があるが、委任営業所の登録をする場合、委任営業所の建築士事務所登録証明書の提出は必要か。
		A ●お見込みのとおりです。 ●委任先で建築士事務所登録がされていないのに登録を希望する申請が多い状況です。建築士法第23条で規定されているとおり、業を行う場所での登録が必要となることから、委任営業所の建築士事務所登録証明書を提出してください。
6	実績調書等	Q 実績調書は「同等のものの原本」と手引に記載しているが、写しでも構わないか。
		A ●構いません。（押印を求めている書類ではありません。）
7	技術者職員数	Q 技術職員数は、担当している社員の全人数を入力するべきか。
		A ●資格を取得している技術職員の人数を入力してください。
8	技術者職員数	Q 技術者職員はいつ現在の人数を記載すればよいか。
		A ●申請日現在の人数を記載してください。
9	測量登録	Q 委任営業所で測量の業種登録を希望するが、本社の測量登録があれば可能か。
		A ●委任営業所での登録が必要（測量士必置）です。 ●登録は、国交省のHPで確認してください。 ●委任営業所で測量登録がない場合は、本社で申請を行ってください。 ●その際、本社と委任営業所に分けて申請を行う場合は、本社と委任営業所で同一団体への登録はできませんので注意してください。
10	委任営業所所在証明	Q 委任営業所で測量、建築士事務所の登録があるが、委任営業所の所在証明書は、それぞれの登録証明書を提出することでよいか。
		A ●お見込みのとおりです。

6 物品製造・役務提供等		
No.	区分	内容
1	業種選択	Q 「入札参加希望業種」に扱う業種がないがどうしたらよいか。
		A ●業種区分は大分類と小分類に分けて掲載しています。 ●扱う業種が、大分類にはあるが、小分類にない場合は、小分類の その他記載業種を選択してください。 ●扱う業種が大分類にない場合は、大分類コード「5500 その他」 の小分類「5511 その他」を選択してください。 ●何れの場合も、「その他記載事項詳細」で、選択したコード番号 及び具体的な物品・役務提供等を記入してください。
2	業種選択	Q イベント企画を受注する際には警備の業務も含まれるが、警備業 の認定は受けておらず、受注した場合は再委託の対象となる。警 備業に認定を受けていなければ登録ができないか。
		A ●原則、認定を受けていない業種に登録することはできませんが、 警備の業務を再委託するのであれば登録可能とします。
3	許認可証	Q 官公需適格組合や協同組合の場合、例えばごみ処理に関して、申 請は組合名で申請するが、廃棄物処理の許可証は各業者個々の許 可証を提出する必要があるか。
		A ●お見込みのとおりです。
4	上水管の清 掃	Q 当社では、上水管の清掃業を行っている。小分類に「4927 下水道 管等清掃・点検」はあるが、上水管の清掃業はどこで登録すればよ いか。
		A ●「4930 その他建物管理等各種保守点検」で登録してください。
5	自家用自動車 有償貸渡許可	Q 自家用自動車リース業許可が必要な「4812 自動車（レンタルの場 合）」と「4813 リースの場合（リースの場合）」の違いは何か。
		A ●「4812 自動車（レンタルの場合）」は、自家用自動車有償貸渡 許可が必要なレンタカー業を営む事業者の登録を想定していま す。 ●「4813 リースの場合（リースの場合）」で登録する自家用自動 車のリース業の場合、以前は国土交通大臣の許可が必要でしたが、 平成 18 年度の道路運送法の改正で自家用車を有償で貸渡しをす る際、借受人が当該自動車の使用者である場合は同法の許可が不 要となりました。
6	焼却灰収集 運搬	Q 焼却場からの焼却灰の収集運搬には市町村の許可がないと入札参 加資格審査の申請ができないか。
		A ●焼却場から焼却灰を運搬する場合、その焼却場が官（自治体）で あれば、委託契約により運搬が可能となり、市町村の許可は不要 ですが、焼却場が民間である場合は搬出元及び搬出先の市町村の 許可が必要となります。
7	廃棄物収集 運搬	Q 低濃度 PCB の収集運搬の業務を申請する場合は、どうすればいい か。
		A ●低濃度 PCB の収集運搬は産業廃棄物の収集運搬に含まれますの で、県知事の許可があれば申請ができます。 ●申請の際は、許可書を提出してください。
8	人骨灰収集 運搬	Q 人骨灰の収集運搬を希望するが、「入札参加希望業種」に選択肢に ないがどうしたらよいか。
		A ●大分類コード「5500 その他」の小分類「5511 その他」を選択し てください。 ●「その他記載事項詳細」で、選択したコード番号及び具体的な物 品・役務提供等（人骨灰収集運搬等）を記入してください。

9	登録希望市町村等	Q	物品役務等の職種で、物品と役務の登録希望団体が異なるが、物品製造と役務提供で申請をわけるとは可能か。
		A	●物品製造と役務提供で申請をわけるとはできません。
10	営業経歴書	Q	複数の業種を希望する場合、営業経歴書はどのように記載すればよいか。
		A	●<u>作成日（申請期間及び申請書類提出期間内）の直前 2 年 間で代表的なものを 10 件以内で業種を問わず記載してください。</u> ●入札等で事業者を選定する必要がある場合、どのような事業が行えるか参考にします。